

# 警戒度レベル2における対応

※要請内容の主な変更点は下線部

【区域】 栃木県全域

【期間】 令和5(2023)年2月8日(水)～

県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項等)

➤ ワクチン接種者含め、基本的な感染対策を徹底する。

基本的な感染対策：「適時適切なマスク着用」・「会話する＝マスクする」・「手洗い」・「ゼロ密」・「換気」等

➤ 都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控える。

➤ 速やかにオミクロン株対応ワクチンの接種を受ける。

➤ 感染に不安のある場合には、無料検査を活用する。

➤ 65歳未満で軽症の重症化リスクが低いと考えられる者は、発熱外来の受診に代えて、「検査キット配布センター」の活用も検討する。

➤ 65歳未満の自己検査等による陽性者で重症化リスクが低く、軽症又は無症状の方は、「とちぎ健康フォローアップセンター」での陽性登録も検討する。

➤ 救急外来及び救急車は、適切に利用する。

## **事業者に対する協力要請**（特措法第24条第9項等）

- **テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施**
- **基本的な感染対策の徹底**
  - 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策
  - 「会話する＝マスクする」運動への参加
  - 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- **人が集まる場所での感染対策の徹底**
  - 従業員への検査の勧奨・適切な換気・手指消毒設備の設置・入場者の整理、誘導・発熱者等の入場禁止・入場者のマスク着用等の周知
- **医療機関、高齢者施設、学校、保育所等における感染対策の徹底**
- **高齢者施設等における抗原検査キット等を活用した集中的検査の推進**
- **業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底**
- **飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等**
- **重症化リスクのある労働者（高齢者、基礎疾患を有する者等）、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の配慮**
- **「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施**
- **事業継続計画（BCP）の点検・見直し及び策定**

## ●イベントの開催に関する協力要請【特措法第24条第9項】

### 【開催に必要な要件】

- ① 全てのイベントにおいて「イベント開催時における必要な感染防止策」を主催者が徹底すること。  
参加者もそれを十分理解するとともに、イベント前後の活動においても基本的な感染対策を徹底すること。
- ② イベントごとに「チェックリスト」又は「感染防止安全計画」を作成すること。
  - ・ **チェックリスト**：イベント主催者等が作成・HP等で公表する。（イベント終了日より1年間保管すること。）
  - ・ **感染防止安全計画**：イベント主催者等は作成の上、県所管課による確認を受け、HP等で公表。イベント終了後、結果報告書を提出。

### 【イベント開催にあたり必要な対応】

	チェックリストにより開催可能	感染防止安全計画により開催可能
収容定員あり	5,000人以下 又は 収容定員の50%以下	5,000人超 かつ 収容定員の50%超100%まで
収容定員なし	5,000人以下	5,000人超

※R5.1.28以降、大声の有無によるイベントの人数制限は廃止

# 病院への要請結果 (R5.2.6時点)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく入院及び救急医療の提供に関する協力要請に対し、2月6日時点で確認された病院の意向

※入院受入医療機関以外で今回新たに各事項に対応が可能と回答があった病院

## 新規受入(自院患者等) +10 病院※

自院で診療した新型コロナに感染した患者が入院を要する場合に、新型コロナによる症状が大きく悪化しない限り、可能な限り自院に入院させ、治療を行うこと  
特に、自院をかかりつけ医としている患者や、医療を必要とする主たる要因が自院の専門領域であり、新型コロナが軽症又は無症状の場合については、原則として自院で対応を行うこと

## 後方支援 +19 病院※

やむを得ず新規受入(自院患者等)及び転院受入の対応が困難な場合において、新型コロナの療養解除となったが、他の要因で引き続き入院管理を必要とする患者を速やかに積極的に受け入れること

## 転院受入 +6 病院※

主に新型コロナの症状が重いなどの理由により、新規受入(自院患者等)の対応が困難な場合においても、他院で新型コロナの入院治療を受けた上で、新型コロナの症状が落ち着いた場合には、療養解除前であっても当該患者の転院を受け入れること

## 救急受入 +3 病院※

救急告示医療機関においては、病床の空きの有無に関わらず、新型コロナ患者(疑い患者も含む)の救急搬送を受け入れ、初療を行うこと

複数病院から新たに協力の意向が示され、入院・救急の受入体制の強化が図られたところであり、引き続き、より多くの医療機関に協力を求めることにより、各地域における医療提供体制の充実・確保に努めていく

# 今後の入院医療提供体制

01

## 入院受入医療機関※

- 新規感染者数や病床使用率の推移等を踏まえ、コロナ診療と一般診療の両立を図るため、2月21日からフェーズを3から2に移行

○確保病床数	<b>35施設639床</b>
○即応病床数	フェーズ3 639床（現在）
	<b><u>フェーズ2 404床（2月21日～）</u></b>
	フェーズ1 333床

※臨時医療施設を除く

02

## 臨時医療施設

- 県央南・安足については、コロナ疑い患者の救急搬送件数や受入患者数の減少から、2月末をもって休止

○県央臨時医療施設	42床（継続）
○ <b><u>県央南臨時医療施設</u></b>	<b><u>41床（2月末休止）</u></b>
○ <b><u>安足臨時医療施設</u></b>	<b><u>19床（2月末休止）</u></b>

## R5.1.27政府対策本部決定「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」

### 1 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ

- オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの**特段の事情が生じない限り、5月8日から**新型コロナウイルス感染症について、**感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける**
- 位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聞いた上で最終確認した上で実施

### 2 感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し

#### 政策・措置の見直し

- |                         | 政策・措置の見直し  |
|-------------------------|--|
| ①患者等への対応<br>【具体方針：3月上旬】 | ✓ 入院・外来の <b>医療費の自己負担分に係る一定の公費支援</b> について、 <b>期限を区切って継続</b> することとし、具体的な内容を検討  |
| ②医療提供体制<br>【具体方針：3月上旬】  | ✓ <b>外来</b> については、 <b>幅広い医療機関がコロナ患者の診療に対応する体制へと段階的に移行</b><br>✓ <b>入院</b> については、 <b>入院措置・勧告が適用されないこととなる。幅広い医療機関がコロナの入院患者を受け入れ、入院調整も行政が関与するものから個々の医療機関の間で調整する体制へと段階的に移行</b><br>✓ 診療・検査医療機関から広く一般的な医療機関による対応への移行、外来・入院に関する診療報酬上の特例措置や病床確保料の取扱い、重症者等に対する入院調整のあり方、高齢者施設等への検査・医療支援など <b>各種対策・措置の段階的見直し</b> について、具体的な内容の検討・調整を進める |
| ③サーベイランス                | ✓ 感染症法に基づく <b>発生届は終了、定点医療機関による感染動向把握に移行。ゲノムサーベイランスは継続</b>  |
| ④基本的な感染対策<br>【マスク方針：早期】 | ✓ <b>マスクは行政が一律にルールとして求めず、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討</b> 。政府はマスク着用が効果的な場面の周知を行う<br>✓ 引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行をお願い<br>✓ <b>医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続</b> しつつ、できる限り面会の希望が実現できるよう取組をお願い  |
| ⑤ワクチン                   | ✓ 感染症法上の位置づけの変更にかかわらず <b>予防接種法に基づいて実施</b><br>✓ 4月以降、ワクチンをどのように行っていくべきか専門家による検討を行っているが、必要な接種については、 <b>引き続き自己負担なく受けられるようにする</b>  |

### 3 新型コロナウイルス感染症対策本部等の廃止

- 5類感染症に位置づけられることに伴い、(政府) 新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止
- 政府対策本部会議が廃止されたときは、都道府県対策本部についても廃止することとなる
- 政府対策本部廃止後も、感染状況の変化や新たな変異株発生等に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」(「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」(H23.9.20閣議口頭了解))を開催

### 4 特措法に基づく措置の終了

- 特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了
- 特措法に基づき、都道府県知事が住民に対して感染に不安を感じる場合に検査を受ける旨の協力要請を行った場合に実施している一般検査事業(※感染拡大傾向時等の検査)は終了
- 特措法に基づき設置された臨時の医療施設の取扱いについては、今後検討し、具体的方針を示す
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」についても廃止 (→本県の基本的対応方針も廃止)

### 県としての対応

- ✓ 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に位置づけられている間(5月7日まで)は、5類感染症への位置づけの変更に向けて対応可能な準備を進めながら、基本的に現状の政策・措置を継続
- ✓ 5月8日以降の政策・措置については、国が今後示す具体的方針を踏まえ本県としての対応を検討することとなるが、段階的な見直し(5月8日以降も一定期間継続)となる政策・措置もあることから、来年度も引き続き必要な対応ができる体制を確保する